

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会（砂川課長）

皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。

改めまして、皆さんこんにちは。本日は公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第2回久喜市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、こども育成課の砂川でございます。よろしくお願いいたします。

本協議会では、久喜市青少年問題協議会条例第8条第2項の規定により、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員15名のうち、11名の方にご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、大澤委員、内田委員、山中委員、堀井委員におかれましては、欠席のご連絡を予めいただいております。

会議の公開についてでございます。久喜市では、審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本協議会も傍聴を希望される方がいらっしゃった場合には、対応をさせていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。本日の傍聴の方は、今のところいらっしゃらないという状況でございますことをご報告いたします。

またこの会議の内容につきましては、会議録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。併せて、ご発言の際には、マイクをご使用いただきますようお願いいたします。また、マイクでお話いただく際には、マイクのスイッチを押していただきまして、赤から緑色のライトに変わったことをご確認いただいてからお話しいたいただきますように重ねてお願いを申し上げます。

会議録につきましては、令和6年8月30日に開催された、令和6年度第1回の当会議におきまして確認いただきました通り、ほぼ全文記録方式としまして、出席委員の確認後に、会長が署名を行う方法で作成をさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。机の上に置かせていただいておりますので、確認をお願いいたします。

まず、本日の会議の次第でございます。続いて、資料1としまして、久喜市青少年問題協議会委員名簿、そして資料2として、記録用紙、以上3点を本日の会議で使用いたします。

また、本日の会議では使用いたしません、各関係機関等からのリーフレットなどを併せて配付をさせていただきましたので、後程ご覧をいただければと存じます。

資料の不足などはございませんでしょうか。

2 会長あいさつ

司会（砂川課長）

それでは、お配りした次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

次第の2でございます。開会にあたりまして、小松会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。小松会長よろしくをお願いいたします。

小松会長

新しい年が始まりました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

青少年の犯罪行動が日々報道されております。様々な問題等があるかと思いますが、本日は久喜東中学校の校長先生に学校の実情をお話しいただき、その後グループワークをして、少しでも久喜市の青少年問題が解決できればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（砂川課長）

小松会長ありがとうございました。

3 議 題

司会（砂川課長）

続きまして次第の3議題に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、久喜市青少年問題協議会条例第8条第1項の規定により小松会長に議長をお願いしたいと存じます。小松会長よろしく願いいたします。

（1）久喜市の青少年問題の現状について

議長（小松会長）

それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。着座のまま進行させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題の（1）久喜市の青少年問題の現状についてでございます。今日は久喜東中学校長の内山委員からお話をいただきます。内山委員、よろしくお願い致します。

内山委員

久喜東中学校の校長の内山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

また、このような貴重な機会をいただきましてどうもありがとうございます。久喜市の青少年問題の現状ということで、お題が出てございますけれども、教育行政の視点からではなく、学校という教育現場において、こどもたちの健全育成、健やかな成長のため、どのような指導や支援を行っているか、その一端をご紹介させていただきたいと思っております。委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場でのこどもたちの健全育成のご参考にしていただければと思います。

本校の教育について少しお伝えいたします。

自学・友愛・情熱の学校教育目標を掲げ、知徳体、三位一体の教育を推進し、未来をたくましく生き抜いていける、社会に出てから通用する人材育成に取り組んでいます。コミュニティスクールとしても、保護者や地域住民のご意見を反映した「地域とともに歩む学校づくり」を

目指しています。保護者・地域の皆さまと十分に連携し、充実した教育活動を展開していきたいと考えております。本校学区内の青葉小学校、青毛小学校とともに、「久喜東夢学園」を形成し、小中一貫の視点から、義務教育9ヵ年間にわたる学びの連続性を重視した取組の充実を図っているところでございます。以上のような取組を通じて、今年度、「豊かな学びを創造し、家庭・地域から信頼され、感動あふれる学校づくり」に教職員一丸となって邁進しているところでございます。

では、本校生徒の実態について、お伝えいたします。

昨年10月、本校の学校運営協議会では、委員の皆さまと教職員の懇談会を行い、本校生徒への思いを共有することができました。長年、本校生徒を地域から見守ってくれている委員の皆さま、保護者たる委員からは、「落ち着いて生活している」、「人なつこい生徒が多い」、「声をかけると返してくれる」、「裏表がない」、「挨拶ができる生徒が多い」とお褒めの言葉をいただきました。私も、そう思っています。また、生徒たちがそういう姿にまで成長していることは、先生方のおかげであるとおっしゃってくださった委員の方もおり、教職員の励みになりました。

ここで、今年度の全国学力学習状況調査の質問紙の結果に触れます。2つ質問をご紹介します。1つは「人の役に立つ人間になりたいと思う。」、もう1つは「地域や社会をより良くするために何かしてみたいと思う。」というものがあります。本校3年生はそれぞれ96.9%、82.8%の肯定的な回答をしています。このことから、これまでの経験や体験を通して、多くの3年生が、社会貢献や地域貢献をしたいという気持ちをもっていることが伺えます。そういった実態を踏まえ、今年度、本校の目指す生徒像を「自立に向けて行動し、互いに高め合う生徒」としています。社会が加速度的に変化していく、先行きが見えない、これからの時代に、社会に通用する人材となるよう、その素地を養うことが中学校の果たすべき使命であると考えております。

では、ここからは、実際の取組についてお話しいたします。

学校における健全育成については、教育活動全体を通して取り組んでおりますが、この時間は、特に生徒指導の面からのアプローチをご紹介しますと思います。ちなみに、「生徒指導」

とは、「児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」と定義されています。従来の目の前の問題に対する課題解決的な指導だけではなく、発達・成長を促す指導、或いは予防的な指導を行う積極的な指導の重要性が今高まってきています。本校では、この生徒指導が機能するよう、理解・指導・連携の3つの柱を基盤として、日ごろ職員集団がチームで取り組んでいます。

ここからは、柱ごとに、具体的な取組をご紹介します。

最初は、「理解」の視点です。理解とは、生徒の自己理解、教職員の生徒理解のこと、そのためにも、カウンセリングマインドをもって生徒と接し、生徒が安心して話ができる人間関係を構築することが重要であると考えます。その具体的な取組として、「ふれあいトーク」、これは学級担任との面談を期間を設けて、全校で行っています。生徒にとって、悩みや不安を担任に打ち明けることのできる機会になります。先生と話せて楽しかったという生徒も少なからずいます。「ふれあいトーク」のような計画的な面談だけではなく、日ごろの様子を観察して、教職員が気になる生徒と適宜行う「チャンス相談」も積極的に取り入れています。また、学級担任だけが相談相手になるだけではなく、学年の先生方、部活動の顧問の先生、養護教諭といった生徒にとって話しやすい・話を聴いてもらいたい教員との相談も積極的に行っています。相談の際は、「受容的・共感的な態度で生徒に接すること」、「常に承認・賞賛、或いはフォローを意識すること」、「生徒の理解の状況を大切にすること」、そして「自己開示をすること」などを教職員は心がけています。また、学級担任とのかかわりとして、「やりとり帳」という、いわゆる担任と生徒との交換ノートのようなものがあります。こちらも生徒を認め、励ましやアドバイスの言葉を伝えるための不可欠なツールとなっています。これらの取組によって、職員が得た情報は、生徒指導委員会という組織、或いは教育相談部会という職員の組織ですが、これを通じてすべての教職員と共有され、組織的にチームとして対応することになります。

以上が「理解」についてでございます。

2つ目の柱として、「指導」の視点です。

指導としては、挨拶や学習態度、規範意識の醸成など、学校における基本的生活習慣の確立

が中心となります。また、その指導と併せて、啓発の活動にも注力し、生徒自身が自ら考え、自分事として課題を捉えることができるよう支援しています。例えば、校則、学校の決まりについてですけれども、私たち教員が、校則があることに慣れてしまっていて、守らせることが目的になりがちですが、やはり中学生の段階から、校則を通して、生徒が自由とそれに伴う責任或いは義務、そして社会性を学んでおくと、社会に出てからも通用するようになっていくのではないかと私は考えています。ただ単にルールを与えてそれを守らせるだけではなく、なぜそのルールが必要なのかを考えさせることも、大事な私たち教員の役割だと考えています。さらに指導事案の対処については、指導方針を立て、チームで対応にあたります。その際は、何のために、どのように進めるのか、情報をどう扱い、共有するのかという点に関して職員の合意形成や共通理解を図ります。そして教職員は、保護者に対して、指導したことの説明責任をしっかりと果たし、理解していただくように努めます。

では、その指導の具体的な取組ですが、まず、啓発活動といたしましては、非行防止教室を実施しています。今年度のテーマは、SNSトラブルを取り上げました。生徒に、その切実さを感じてもらうために動画を視聴し、何が問題なのかを考え、トラブルの未然回避や対処の仕方を確認しました。また、社会モラルの低下、遵法精神や公德心の欠如などが、社会秩序の乱れに繋がる恐れがあると思いますので、道徳の授業などを通して、生徒の道徳性を高めていきたいということも考えています。

3つ目の柱、最後は「連携」の視点です。

生徒一人一人の、教育的ニーズや多様な価値観に対応していくためには、保護者の協力が不可欠です。また、相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家の方々、市こども未来部関係課の皆さま、児童相談所の所員の皆さま、警察等関係機関の皆さまとの情報共有や支援をいただくことも、教育相談上、大変重要になっています。

その具体的な取組ですが、まずは地域との連携の一環として、社会体験チャレンジがあります。この取組は、生徒指導をというよりも、キャリア教育の一環に位置付けられているものがございます。挨拶、マナーなどの社会性を身につけること、そして勤労観を養い、働くことの意義を学ぶことなどが目的となっている事業です。本校では今年度は、久喜警察署の皆さまを

はじめとして、36の事業所に2年生生徒を派遣し、様々な体験をさせていただきました。久喜警察署の皆さまには、鑑識の体験をさせていただきました。そして、白バイについて教えていただいたり、少し触れることもさせていただきました。

他にも、専門家、或いは関係機関への相談等を必要に応じて行い、支援、助言をいただき、生徒保護者への手だてを講じています。

最後になりますけれども、これからの生徒の健全育成についてお伝えします。現在生徒の抱えるいじめ、不登校、SNSトラブルといった問題や課題が、今まで以上に複雑化、多様化してきています。そこには、生徒の健康状況や家庭状況など、多様な背景をもつ生徒への対応が求められているからだと思います。故に、教員による指導支援でもってすべての問題や課題に対応することが、その解決に繋がるとは必ずしも言えない状況になってきています。従って、学校の内外を問わず、教育相談員、スクールカウンセラー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなどとのチームとしての協働が今後ますます重要性を増していくと考えています。この点を踏まえて、本校は、より一層のチームとしての機能が向上するようにしていきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

久喜東中学校の教育活動の様子が一つ一つ私たちに、わかりやすく伝わってきました。先生のお話を伺って、ここをもっと聞いてみたいということがありましたらどうぞ。

お願いいたします。

神崎委員

久喜市PTA連合会から参りました神崎と申します。大変参考になるお話をありがとうございます。

今のお話の中で、ふれあいトークというのがあって、先生と生徒が対面で話をしますよと

いう話があったのですが、学年が始まって最初の頃なのか、しばらくこどもと過ごしてからやるのかとか、そのようなタイミングもあると思うのですが、その辺何か決められているところはありますかでしょうか。

内山委員

ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、タイミングがとても重要で、出会いの場面が、「ふれあいトーク」の効果的な期間という形だと思います。つまり、年度当初の4月、5月、学校としても授業以外のいろんな活動があつて、先生たちも時間が取れない中なので、放課後の時間は全校一斉にここは「ふれあいトーク」期間ということで4月当初がいいのではと思います。あと、学期の初めでしょうね。2学期、或いは3学期。学校によって実情に応じて頻度は変わってくると思います。

神崎委員

各学期の一番最初ということでしょうか。

内山委員

はい。

議長（小松会長）

せっかくの機会ですので、他にございませんか。お願いいたします。

荒井委員

荒井と申します。

大変貴重なご意見ありがとうございました。

私はどちらかというと地元で青少年活動の方を中心に、あと更に民生委員もやっております、両方の活動やっているので、気になることが1つあります。生徒のいわゆる不登校問

題、この方向性がよくわからなくて、いろんなデータを見たりしているのですが、学校に復帰させること自体がそれだけが目的ではないとよく言われています。久喜東中学校さんでは、不登校生徒の取り扱い方というか考え方というか、その辺をどのように考えているのか、また学校の中でも、不登校の居場所を当然考えているのかなと思うのですが、その2点について質問させていただきます。

内山委員

ご質問ありがとうございます。

まず、不登校生徒のお子さんの対応については、まず1点は、理由は何なのかというところを丁寧に聴き出してあげたり、状況整理をして、心を軽くしてあげるというところで、先程の「ふれあいトーク」もそうですけれども、いろんな相談活動や、或いは相談員やスクールカウンセラーを通して、こどもの気持ちを聴いてあげること、そしてその心の叫びをいかに我々が受けとめて、返してあげるかというところをとにかく丁寧にやっていくことが大事だと思っています。

そして、校内の教育相談部会の場で、手立てを考え、保護者や専門家、関係機関の皆さまに協力いただきながら、最終的には登校できるようになることを考えています。その中で、久喜市全体としても、「学びを止めない」というスタンスがありますので、例えばオンライン授業を家庭でも受けることができることやスペシャルサポートルームを紹介しています。居場所づくりとして、市内の中学校では、スペシャルサポートルーム「SSR」が設置されており、教室に入りづらく、教室で授業を受けられないお子さんについては、そこでの自習やオンライン授業をうけることができるため、不登校の未然防止の意味でも活用しています。

荒井委員

ありがとうございました。

議長（小松会長）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

事務局（尾崎部長）

私の方から質問させていただいてもよろしいでしょうか。

内山先生ありがとうございました。

私が中学生だった、多分昭和58年、57年頃だったのですが、その時は、一目見て、「この子は」というのがすぐ分かった時代だったと思うんですね。現在は、見た目では分からない。そう見えない中でも、いろんな出来事って学校の中であると思うんですね。その対応というのが見えないからこそすごく難しい、先生たちご苦労があると思うんです。

そういったことから、先ほど先生が言っていた、いじめ・不登校とか、SNSのトラブルとかに発展している部分もあるのかなということと、「子育て支援」が多くなってきていると思うんですね。

その2つに対する対応というのは、先生方は非常にご苦労されていると思うんですけれども、改善できた事案とかそういったものがあれば、ご紹介していただければなと思っています。

内山委員

ご質問ありがとうございます。

いわゆる異装ですよ。最初のお話のいわゆる制服の変形、今は全く見受けられません。先ほどお話した学校運営協議会の委員の方からの非常に落ち着いた生活というのは、多分どの中学校も思われていることだと思います。ただ、その中で、水面下で、なかなか見つけにくい、特にSNSトラブルから、そこから発展しての誹謗中傷のいじめ等もありますけれども、手立てとしては、1つはいじめアンケート、学校生活アンケートを実施することによって、こどものSOSをできるだけ早くキャッチするということです。或いは日ごろから、保護者の皆さまには、何かお困り事とか、心配事があれば、いつでも学校の方に、特に担任の方に連絡してくださいとアナウンスをさせていただいております。

逆に、こちらから保護者の皆さまにお伝えしたいこととか、ご相談したいことがある時にも、お仕事があつてなかなか連絡がつかないというところが、連携の中で難しく、そこが1つ大きなハードルだと思っているので、そこをうまく解消していくことが課題だと思っています。

好事例というところについては、皆さまに紹介できるように整理ができていないので、また改めての機会によろしいでしょうか。

議長（小松会長）

ありがとうございました。 木内委員、いかがでしょう。

木内委員

木内と申します。以前、ICT支援員をやっていたという立場で考えると、この中でChromebookが導入されたときにちょうど立ち会っていて、初めてのものを持つ、興奮みたいところから、SNSのトラブルというかChromebookを使った、いじめのようなものを聞くことが多かったのですが、それから3年ぐらい経って、感覚としてChromebookを使ったトラブルというのは落ち着いてきているのか、変わらず続いているのかが気になったので、もしわかるようでしたら、教えてください。

内山委員

ありがとうございます。市内全校児童生徒に配付されているChromebookを通したいいわゆる誹謗中傷等については、今年度、本校では聞き及んでいないのが現状です。その一方で、子どもたち手持ちのスマートフォンによる、LINEやInstagramのやりとりの中では、誹謗中傷等は、今、どの中学校にも起こりうると思います。その辺はChromebookについては落ち着いているのですが、逆に、Chromebookを家庭に持ち帰った時に、学習のために使うのではなく、それを例えば動画を観ることなどに使っている、これは親御さんの非常に大きな悩みというところは、本校でもあります。

木内委員

ありがとうございます。

小松委員

ありがとうございました。久喜警察署、幸手警察署から委員さんに出ています。青少年問題で気になっていることはありますか。お願いします。

小林（宏）委員

久喜警察の小林と申します。

私の方で今気にしているというところと言うとこちらの資料にも入っていましたが、全国的にも闇バイトの話がニュースとして取り上げられているということで、最近でも、住宅を狙った強盗事件というのが発生している状況です。あとは振り込め詐欺も以前から、こういった犯罪に少年が加担してしまっているという実情がございます。実際、当所管内でも少年が振り込め詐欺の受け子をしていたということで、逮捕した事案がございます。意外と身近なところでそういった事案が発生しているというところ、今後、少年たちがSNSとかにだまされて闇バイトとかそういったものにのめり込んでしまって犯罪を犯してしまう、自分の大切な将来を棒に振ってしまうといったことがないように、注意喚起をしていきたいなというところがございます。

お願いになるのですが、子どもたちと触れ合ったときに、こういった闇バイト等に加担することがないように一言声を掛けていただければありがたいなと感じるところでございます。

議長（小松会長）

ありがとうございます。それでは幸手警察署の亀澤委員さんお願いします。

亀澤委員

はい、警察から伝えたいことは、久喜も幸手も変わりなく、小林（宏）委員がおっしゃった

こととほぼ変わらないところではありますが、被らないようにお話させていただきます。

私の方は幸手警察署から参りましたので、幸手警察署管内、久喜ですと栗橋地区を持っておりますけれども、正直申し上げて、田舎の地域です。そのため、私の方で、生活安全課として一番気をつけている部分としては、確かに少年が闇バイトに巻き込まれないためというもの、このチラシにあるようなものを我々の方で啓発活動していかなければならないということで実施しているのですが、この闇バイトが始まったあたりから警察に対する相談というのが非常に増えております。増えているものというのは、不審な人がうろついているという、この不審な人というのは本当に不審なのか、それとも単なる若者がうろついているだけなのか、何かの業者が歩いているだけなのか、それはわかりません。ただそれだけ地域の方の防犯意識は非常に高くなっていますし、幸手警察署管内では今のところ発生はないですけれども、近隣の警察署を見ると、実際に家に押し入られて、縛られて、金品を持ち出されて、最悪は殺されてしまうというような事案が起きています。少年の問題から離れてしまうのですが、少年が闇バイトに巻き込まれない対策と併せて、皆さんも、自分の家庭ももちろんなのですが、親戚、ご近所の方にいつも以上に防犯意識を強く持って、何かおかしいなと思ったらすぐ通報するようにとお願いしたいのと、基本の基ではあるのですが、戸締りをしっかりしましょうということで、お願いしたいなと思います。

少年の問題に戻ってお話ししますと、最近、管内はそんなに凶悪なことをする少年はいないなという印象です。ただ、最近非常に万引きが増えてきているなど。これは高校生になってしまっているのですが、制服着て堂々とやるんですね。すぐ誰なのかというのがわかってしまう。学校に聞いても家庭に聞いても、そういう子ではないと、そういう印象を持っていると。昔であれば、「あの人がいたらやっちゃって仕様がないな。」と、「あの子だったらやりかねない。」と返って来ていたのですが、今は完全に潜在化しています。いじめやなんかもインターネットに入っているのと同じ様に、普通の子、普通のいい子が、軽い気持ちで犯罪に手を染めるのが増えてきている、と言っても昔に比べれば防犯カメラの普及だとかで少なくはなっているのですが、多いなという印象があります。以上でございます。

議長（小松会長）

はい、ありがとうございました。

（２）グループ意見交換

議長（小松会長）

それでは、次にグループワークに入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（内藤）

事務局から説明をさせていただきます。こども育成課の内藤と申します。よろしくお願ひします。

配付資料１の名簿の右側に番号が振ってありまして、今日はその番号の席に皆さまご着席いただいているかと思ひます。このグループで意見交換を行っていただきたいと思ひます。

意見交換の内容についてご説明をさせていただきます。先ほど久喜東中学校の校長先生内山先生から、中学校の現状についてお話をいただきました。また、小林（宏）委員さん、亀澤委員さんからも、警察からのお話ということで状況をお話いただきましたので、これに関連して各グループにて意見交換をいただきますようお願ひいたします。

意見交換の時間は、２０分間とさせていただきます。終了後、各グループで出た主な意見ですとか、事案等について、全体で共有する時間を設けます。各グループ、３分から５分程度でご報告をいただきたいと思ひますので、報告される方につきましても、各グループで時間内にお一人お決めいただきますようお願ひいたします。

また、資料２としてお配りしました記録用紙につきましても、皆さまが意見交換を通してお考えいただいたご意見や感想等についてご記入をお願ひいたします。意見交換の中で出てきた事例やキーワード等から関心を持たれたものがございましたら、次回以降の会議の参考とさせていただきますので、併せてご記入くださいますようお願ひいたします。こちらの記録用紙は、会議の終了後、机の上に置いてお帰りいただければと思ひます。

終了５分前になりましたら事務局からお声掛けをさせていただきます。

また、各グループで、お1人、どなたか進行していただけたらお願いいたします。進行の方と、あと発表を最後にしていただく方と決めていただいて、各グループにて、意見交換の方を始めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(意見交換：20分間)

事務局（内藤）

それではそろそろお時間となりますので、意見交換を終了していただきますようお願いいたします。

(3) 意見発表

議長（小松会長）

それでは、各グループで出た意見について、発表いただきたいと思います。グループ1から、順にお願いいたします。

木内委員

グループ1の発表です。いろいろな話をしたのですが、結論が出るような内容ではないので、羅列してしまうかと思います。

まず、久喜東中の事例を聞くと、やはり良い生徒が多いし、私たちが日ごろ、小中学生が登下校しているのを見ても、みんな落ち着いていて、穏やかな子どもたちが多いなというのを感じていた中で、さっきお話にあったように普通に見える子が犯罪に関わるようなことも多いということで、心配になるなという話が出ました。

また、不登校のことについて話をしたのですが、小さな変化を見逃さないことの大切さ、休み始めてしまうとか早退し始める、あとは悩んでそうだとか、部活の先生が気付くなど、そういう時に声をかけられるような、タイミングがあったりすると、いいのかなと思いました。

あとは、時代の変化。学校を休んではいけないというような時代に育ってきた身としては、

コロナ禍を受け、オンラインで授業が受けられるとか、ちょっと体調が悪かったら休みましようというようなことが当たり前になっているので、休むことは悪いことではない。あとは病気ですね、いろんな病気が出てきて、怠けて学校に行っていないのか本当に起き上がれないのかの、学校側も家庭側も、本人も区別がつかないようなことが多くなっているんじゃないかというような話も出ました。

あと共働きも増えてオンラインで授業を受けていても、家庭に自分1人しかいないというような状況も多いので、親から学校に行けと言われるようなこともなく、居心地がいいというのも、要因としてあるのかなと思いました。

他に、いじめ問題についても話は出たのですが、本当に昔からなくならないことで、問題点、理由もはっきりしないのですが、先ほど、家庭の問題も多様化して複雑化してという話もありましたが、家庭へのアプローチがしにくい、家庭との連携が取れないとか、その辺の改善ができれば少し良くなるのかなというような話もありました。まとめませんが、以上となります。

議長（小松会長）

続きまして、グループ2、お願いいたします。

内山委員

警察の方々の情報をいただいたその闇バイトについて、久喜東中学校でも先ほどありました非行防止教室等で、SNSトラブルに巻き込まれないという視点での闇バイトが関連してきますし、こういったリーフレットは、警察の方からとか、教育委員会からも、資料提供をいただいているので、保護者には同時に配付をして、教室等でも指導して、ただ、1回きりではなく、繰り返し繰り返しというところが、学校としては大事なのかなと思っています。

SNSトラブルについては、いわゆる誹謗中傷ですけれど、加害者にもならないし、闇バイト等の被害者にもならないという、2つの立場についても、子どもたちにしっかりと考えさせる、考える力をつける指導をしているところです。

また他の話題としては、これまで出たのは、スマホのルールについてです。久喜市教育委員会では、市内の児童生徒に対してスマホのルールのガイドラインというのをかなり前から作っていて、それを今、活用しているところですが、現実として、なかなかそのスマホを使う時間とか管理の仕方とか、親子でのルールを決めることとかについては、まだまだ徹底されてないというか、そういったSNSトラブルが出てくることを考えると、そのガイドラインを適切に使われてないのではないかなという私の印象です。

ですので、もうちょっと厳格化じゃないですけども、きちんとした形で、ルールづくりを改めて考えていくということも必要じゃないかということも出ました。

また別の視点ですけども、保護者の皆さまの働き方、働くスタイルも多様化してきているので、学校から保護者へのアプローチのときに、連絡がつかないということが、生徒の成長に向けて同じ歩調で子育てをしていく中で、うまく運ばないなというところがあります。

ですから、その辺、何か工夫をして、逆に保護者の方から、いつでも先生方に連絡がつくような、そういうシステムも工夫しなければいけないのかと、学校に持ち帰って考えていきたいなということも出ました。以上です。

議長（小松会長）

続きましてグループ3、お願いいたします。

神崎委員

はい、グループ3では、最初に問題提起として、例えば不登校とかトラブルが発生したときはすでに大分炎上してしまっていて、エスカレートした状態でないとそういう問題が発覚しないと。発端というのは、例えば、動画を撮られて、それがLINEにアップされたとか、そういう子どもにとってはすごい些細なところ、そういうところから、発生することがあるということがあって、意見として挙げたのは、LINE等はコミュニケーションツールとして出ていますけれども、それをあくまでも連絡手段だよということで、コミュニケーションに使わない。子どもたちの成長段階に合わせて、最初は連絡手段のみに使う。いわゆるコミュニケーシ

ョンツールとして使用しないというような指導をしても良いのではないかというような話が出ました。

スマホで問題が起きたという時に、学校側としてはそのスマホは基本的に中を見られないということで、どうしても保護者の解決に頼ってしまうようだという事もありました。そこで子どもたちが何をやっているか、人間関係とか、スマホでのやりとりとか、そういうものは経験を積まないと、ここで止める止めないというのは出てくると思うので、SNSだけではなくて人間関係とかに対して、経験値をどうやって積んでいこうかというところについてお話がありました。

そういう中で、話があったのがスマホを与えるタイミング、与えた後も親としてどう内容を見ていこうかというところもありまして、例えば高校生までスマホなしですと言って高校生になってバツと渡して、一気に自由に使わせてしまうと、それこそたがが外れてしまって、危ない使い方になるということ考えられますし、いろんな考え方があると思うんですね。1つ意見として出たのは保護者会とかで、保護者にグループトークみたいなものをしてもらって、その家庭でのスマホの使い方とかの意見交換、こうしていますというような意見を集めるというようなことをされてはどうかというお話がありました。

以上で報告を終わりにします。

議長（小松会長）

ありがとうございました。3つのグループから発表していただきましたが、更にご質問等ありますでしょうか。大丈夫ですか。

それではただいま共有いただいた内容と記録用紙に記入いただきましたご意見は事務局で取りまとめ、久喜市青少年問題協議会条例第2条第2項の規定により、必要に応じて、市内関係行政機関に情報提供させていただきます。

それでは、以上で、本日の予定しておりました議題をすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、議長の任をとかせていただきます。

4 その他

司会（砂川課長）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして次第の4、その他でございます。委員の皆さまから本日の議題を含めた会議全体につきまして何かご質問等はございますでしょうか。

（意見等なし）

よろしいでしょうか。それでは事務局から2点ほどご連絡をさせていただきます。

事務局（内藤）

はい、まず1点目、本日の会議録についてです。

会議録の案を事務局で作成いたしまして、後日皆さまに郵送させていただきます。

お手元に届きましたら内容をご確認いただき、修正点等ございましたら、お手数ですが事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

次に2点目、次回の会議の日程でございます。

次回は、令和7年、今年の8月から10月ごろの開催を予定しております。日程が決まり次第皆さまに開催通知をお送りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

司会（砂川課長）

ありがとうございます。

5 閉会

司会（砂川課長）

それでは次第の5、閉会でございます。

閉会の言葉を荒井副会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

荒井副会長

はい。

働き方改革が進められる中で、学校現場での取組について、今日は内山委員さんの熱意あるご講演をいただきました。大変ありがとうございました。

久喜市の青少年問題の現状について、3つのグループに分かれて、活発なご意見をいただきました。事務局で整理されて、今後の青少年問題の解決の上で、役立てていただければ大変ありがたいと思っております。

昨日、私事で調べたことがありまして、以前にこどもの遊び場が非常に少ないということで、久喜市の公園の現状がどうなのかなというのを調べたんですね。

都市公園法という法律では、1人住民1人当たり10平方メートル以上の公園面積が必要なのですが、久喜市の場合は、昨日の時点で、7.42平方メートルということで、若干10平方メートルまでは行ってないのですが、神社とか、仏閣とかそういうところも、こどもの遊び場はいっぱいあると思いますので、ぜひそういうところも活用していただければいいかなと思います。

本日は長時間、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

閉会の挨拶にさせていただきます。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回久喜市青少年問題協議会を終了とさせていただきます。

皆さまの貴重なご意見をたくさん賜りました。どうもありがとうございました。

これで散会とさせていただきます。お疲れ様でございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年 2月 19日

小 松 智 子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。